煙火消費許可申請に係る審査基準等

豊田市煙火消費許可事務処理要綱（一部抜粋）

（趣旨）

第１条　この要綱は、火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和２５年政令第３２３号。以下「施行令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和２５年通商産業省令第８８号。以下「規則」という。）及び豊田市火薬類取締法施行細則（平成１７年規則第１９号。以下「細則」という。）に規定する煙火の消費許可事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）条例　豊田市火災予防条例（昭和４８年条例第５１号）をいう。

（２）煙火　法第２条第１項第３号へに規定するもの（観賞、信号、演劇等の効果の用に供するために加工されたものに限る。）をいう。

（３）保安距離　規則第５６条の４第４項第１号に規定する安全な距離で、打揚煙火の打揚筒、仕掛煙火の設置場所等から水平に計測した距離をいう。

第３条　«省略»

（消費許可を要さない数量）

第４条　法第２５条第１項ただし書により、市長の許可を受けないで消費することのできる煙火の数量（以下「無許可数量」という。）として、規則第４９条第４号及び第４号の２に規定する用途及び数量とは、次に掲げるものとする。

（１）観賞又は信号用の煙火のうち、消費場所において１日に消費できる無許可数量は、次のとおりとする。

ア　仕掛煙火に使用する炎管　２００個以下

イ　スモーククラッカーを除く爆発音を出す筒物（筒物１個の、火薬量が１グラム以下で爆薬量が０．１グラム以下のもの）　３００個以下

ウ　爆竹（爆竹１個が、１本あたりの火薬量１グラム以下で、爆薬量０．１グラム以下の筒物３０本以下で連結されているもの）　３００個以下

エ　直径１４センチメートル以下の球状の打上煙火　７５個以下
（直径６センチメートルを超えるものの個数が２５個以下であって、直径１０センチメートルを超えるものの個数が１０個以下である場合に限る。）

オ　競技用紙雷管　無制限

（２）映画、演劇等の効果用として、１ 日に消費できる無許可数量は、次のとおりとする。

ア　原料をなす火薬又は爆薬の量が１個５０グラム以下の煙火　８５個以下
（原料をなす火薬又は爆薬１５グラムを超えるものの個数が３５個以下であ

って、原料をなす火薬又は爆薬３０グラムを超えるものの個数が５個以下である場合に限る。）

イ　発煙筒又は撮影用照明筒　無制限

ウ　爆薬（爆発音を出すためのものをいう。）の量が０．１グラム以下の煙火　無制限

（消費許可の取扱い）

第５条　法第２５条第１項に規定する市長の許可が必要な煙火の消費は、次に掲げるものとする。

（１）一の消費場所で、１日に消費する煙火の合計数量が、前条に規定する数量を超えるもの

（２）法第２５条第１項に規定する許可を受けた後、その許可内容のうち目的、場所、日時、煙火の種類及び数量又は危険予防の方法に変更があるもの

２　前項に掲げる煙火の消費が一の消費場所であり、かつ、同一目的であるときは、一の消費として取り扱うものとする。

（許可申請書の審査）

第６条　火薬類消費許可申請書の記載事項の審査は、次に掲げるとおりとする。

（１）申請者の氏名は、花火大会等を主催する者（以下「主催者」という。）の氏名が記載されていること。ただし、主催者の承諾により、当該花火大会等に係る煙火製造業者又は販売業者の氏名とすることができる。

（２）名称欄は、主催者の事業所の名称又は花火大会等の名称が記載されていること。

（３）事務所所在地（電話）欄は、主催者の主たる事務所の所在地が記載されていること。ただし、主催者が自治区長等である場合は、当該自治区長等の住所とすることができる。

（４）職業欄は、主催者の職業が記載されていること。

（５）（代表者）住所氏名（年令）欄は、主催者に関するものが記載されていること。

（６）火薬類の種類及び数量欄は、次に掲げるそれぞれの内容が直接該当欄内に記載されていること。

ア　打揚煙火は打揚玉の号数又は外径ごとの個数が記載されていること。ただし、仕掛煙火に含まれる打揚玉又はスターマインの打揚玉の個数を含まないものとする。

イ　噴出煙火である手筒煙火、台付煙火等は、１本ごとの薬量及び本数が記載されていること。

ウ　仕掛煙火は、名称、内容及び数量が記載されていること。

（７）目的欄は、観賞、信号等の目的が明確に記載されていること。ただし、「○○町納涼花火大会」、「○○神社祭典」等とその目的が判明できる記載とすることができる。

（８）場所欄は、消費場所の番地が正確に記載されていること。ただし、番地の記載が困難な場合は、「○○町地先○○河川敷」、「○○町地内○○堤防」等と

その場所が特定できる記載とすることができる。
（９）日時（期間）欄は、打揚筒、仕掛け等の準備又は設定の時間を含めない煙火の消費を行う時間が記載されていること。ただし、２日以上にわたる煙火の消費の場合は、初日の消費を開始する時間から最終日の消費を終了する時間までの記載とすることができる。
（１０）危険予防の方法欄は、警戒措置、交通規制及び不発煙火等の回収措置の方法が具体的に記載されていること。

第７条　«省略»

（消費許可の審査）
第８条　消費許可の審査は、この条に定める基準によるものとする。
２　煙火を消費する目的は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
（１）観賞又は信号の用に供するものであること。
（２）映画又は放送番組制作の効果の用に供するものであること。
（３）演劇、音楽その他芸能公演の効果の用に供するものであること。
（４）スポーツ興業の効果の用に供するものであること。
３　煙火の消費は、次の事項に該当し、かつ、公共の安全の維持に支障がないものでなければならない。
（１）公安委員会への意見の聴取において、当該意見が公共の安全の維持に支障のない旨の回答であるほか、公共の安全の維持に関する重要な意見と判断する場合には、当該意見を煙火の消費における許可の条件とするものであること。
（２）前条の意見聴取に該当しない煙火の消費については、法第２３条に定める取扱者の制限及び法第２６条に定める消費の技術上の基準に適合していることにより、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
４　打揚煙火の打揚筒、仕掛煙火の設置場所等から人の集合する場所、建物等に対してとるべき保安距離は、別表第１に定めるとおりとする。
５　規則第５６条の４第４項第１１号ただし書きの防護措置等は別表第２に定めるとおりとする。
６　噴出煙火の保安距離は、次に定めるとおりとする。
（１）人の集合する場所に対してとるべき保安距離は、別表第３に定めるとおりとする。ただし、消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず観客に対して同表に定める保安距離がとれない場合で、高さ９０センチメートル以上の不燃材、難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、別表第４に定めるとおりとすることができる。
（２）建物等に対してとるべき保安距離は、噴出煙火の炎及び火の粉が建物等に届かない距離であること。ただし、安全に消費することが可能な場合は、こ

の限りではない。
（３）２本以上同時に消費できる場合の筒相互間の距離は、噴出煙火の種類及び薬量に応じて別表第３に定める筒相互の間隔がとられているものであること。
７　前２項に掲げるもの以外の煙火の保安距離は、その都度公安委員会と協議のうえ決定する。
８　消費の技術上の基準は、第２項から前項までに定めるもののほか、法第２３条及び法第２６条に適合するものでなければならない。

第９条から第１６条及び様式第１号から第１３号　«省略»

別表第１（第８条、第１２条関係）

種類	大きさ及び呼称		保安距離（m以上）	
	直径	呼称	細工物	星物
打揚煙火等	６０ｃｍ超～９０ｃｍ以下	３０号	４００	４６０
	３０ｃｍ超～６０ｃｍ以下	２０号 １５号	３３０	３６０
	２４ｃｍ超～３０ｃｍ以下	１０号	２３０	２５０
	１８ｃｍ超～２４ｃｍ以下	８号 ７号	２００	２００
	１５ｃｍ超～１８ｃｍ以下	６号	１５０	１７０
	１２ｃｍ超～１５ｃｍ以下	５号 ４．５号	１４０	１６０
	９ｃｍ超　～１２ｃｍ以下	４号	１２０	１３０
	６ｃｍ超　～　９ｃｍ以下	３号 ２．５号	１００	１００
	３ｃｍ以上～　６ｃｍ以下	２号 １号	５０	５０

1　球状、筒状を問わず打揚がるもので径が３０ｍｍ以上のもの。
2　スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。
3　球状、筒状を問わず上空で開発するものを打揚筒を傾斜させて打ち揚げる場合には、打出し方向に対しては２倍の距離とする。ただし、「虎の尾」のみで内容物を含まないものを除く。

【参考：上記表の対象となる打揚煙火等の例】　　A＝30mm 以上

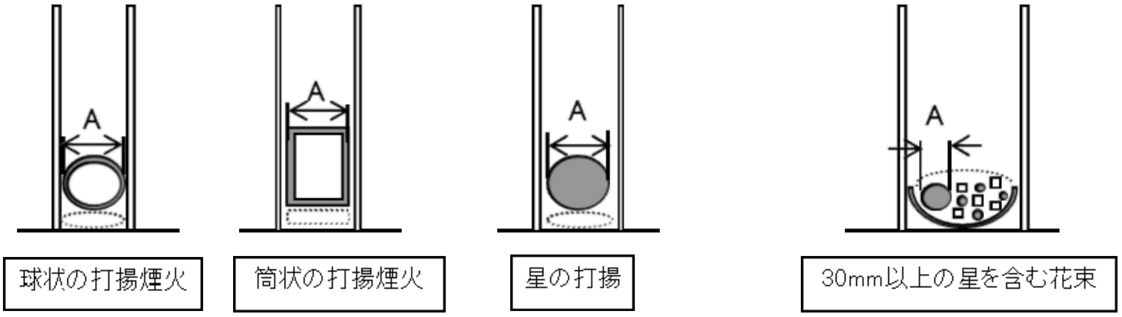

仕掛煙火（打ち揚げるものについては単発物を含む。）	枠仕掛、文字、絵型等	２０ｍ以上
	水上仕掛、水中金魚等	移動範囲から２０ｍ以上
	花車	２０ｍ以上
	吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等）	
	花束	
	打ち揚げるものの内容物外径が３０ｍｍ未満のもの	
	筒を傾斜させて打ち揚げるものの内容物外径が３０ｍｍ未満のもの	打出し方向に対して５０ｍ以上
	地雷・地割	打揚煙火の距離
その他の観賞用煙火	綱火	移動範囲から１０ｍ以上
音楽、芸能、公演等に供する煙火	炎・火の粉を噴出するもの	飛距離の１．５倍以上 ただし、最低５ｍ以上
	炎・火の粉を噴出しないもの	４ｍ以上
	出演者で保安教育を受けた者は煙火の関係者とみなし、上記の保安距離を適用しない。	

別表第２（第８条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">煙火玉の直径</td><td colspan="3">打揚筒からの離隔距離（m）</td></tr>
<tr><td>5m 未満</td><td>5m 以上 10m 未満</td><td>10m 以上 20m 未満</td></tr>
<tr><td>3cm 超
15cm 以下
(5 号玉)</td><td>(ｲ)飛散物を遮断する防護措置
厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td><td colspan="2">(ﾊ)飛散物に対する安全対策
ヘルメット等</td></tr>
<tr><td>21cm 以下
(7 号玉)</td><td>厚さ 4mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td><td>厚さ2mm以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td><td>ヘルメット等</td></tr>
<tr><td>24cm 以下
(8 号玉)</td><td>厚さ 28mm 以上のポリカーボネート板又は畳床７枚以上又は厚さ 8.1mm 以上の鋼板※1,2</td><td>厚さ4mm以上のポリカーボネート板又は畳床※1</td><td>厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※１</td></tr>
<tr><td>30cm 以下
(10 号玉)</td><td>打揚不可</td><td>(ﾛ)飛散物の威力を軽減する防護措置
厚さ8mm以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚又は厚さ 2.3mm 以上の鋼板※1</td><td>厚さ 5.9mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚以上又は厚さ 1.7mm 以上の鋼板※1</td></tr>
<tr><td>60cm 以下
(20 号玉)</td><td colspan="2">打揚不可</td><td>厚さ 16mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 4 枚又は厚さ 4.6mm 以上の鋼板　※1</td></tr>
<tr><td>60cm 超</td><td colspan="3">打揚不可</td></tr>
<tr><td colspan="4">※１　上記表と同等程度の防護措置能力のあるもので可とする。
※２　直径 21cm を超え 24cm 以下の煙火を離隔距離 5m 未満で打揚げる場合の防護措置を右図のように打揚筒に対し 45°に設置するときは、厚さ 20mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 5 枚以上又は厚さ 5.8mm 以上の鋼板または同等以上の能力を有する措置で可とする。
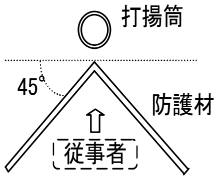
</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">防護材（ポリカーボネート板、鋼板）の設置にあたっては、筒ばねが生じた際、防護材が従事者を直撃しないよう固定措置等を講ずること。
防護材の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさとすること。
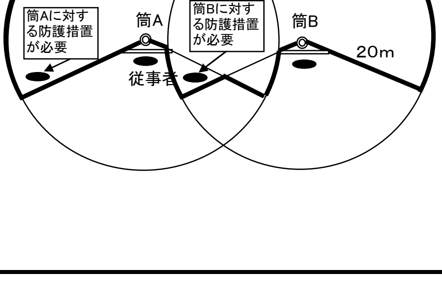

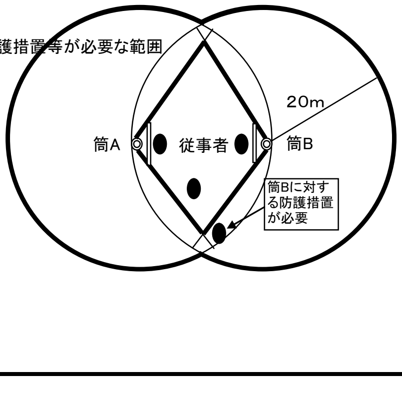
</td></tr>
</table>

別表第３（第８条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">薬　　量（ｇ）</th><th>筒の噴き出し方向の前後（m以上）</th><th>筒の側面（m以上）</th><th>筒相互の間（m以上）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">噴出煙火</td><td rowspan="8">手筒煙火</td><td rowspan="2">600 以下</td><td>直立して点火するもの</td><td>－</td><td>5</td><td>１．５</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>１０</td><td>5</td><td>１．５</td></tr>
<tr><td colspan="2">600 を超え 1,200 以下</td><td>１５</td><td>１０</td><td>２．０</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,200 を超え 1,800 以下</td><td>２０</td><td>１５</td><td>２．５</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,800 を超え 2,400 以下</td><td>２５</td><td>２０</td><td>３．０</td></tr>
<tr><td colspan="2">2,400 を超え 3,000 以下</td><td>２８</td><td>２３</td><td>３．５</td></tr>
<tr><td colspan="2">3,000 を超え 4,000 以下</td><td>３０</td><td>２５</td><td>４．０</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>噴水煙火</td><td colspan="2">6,000 以下</td><td>－</td><td>手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000ｇを超えるものは30m以上とする。</td><td>点火者の安全が保てる距離以上とする。</td></tr>
</table>

注　手筒煙火を消費する場合で、当該手筒煙火を移動するときは、当該移動する範囲を明示する。

別表第４（第８条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">薬　　　　量（ｇ）</th><th>筒の噴き出し方向の前後（m以上）</th><th>筒の側面（m以上）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">噴出煙火</td><td rowspan="7">手筒煙火</td><td rowspan="2">600 以下</td><td>直立して点火するもの</td><td>－</td><td>4</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">600 を超え 1,200 以下</td><td>9</td><td>7</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,200 を超え 1,800 以下</td><td>１３</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,800 を超え 2,400 以下</td><td>１７</td><td>１３</td></tr>
<tr><td colspan="2">2,400 を超え 3,000 以下</td><td>１９</td><td>１５</td></tr>
<tr><td colspan="2">3,000 を超え 4,000 以下</td><td>２０</td><td>１７</td></tr>
<tr><td>噴水煙火</td><td colspan="2">6,000 以下</td><td>－</td><td>手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000ｇを超えるものは20m以上とする。</td></tr>
</table>